

「十分な知見を有する者」の佐賀県基準（回収）

1. 以下のような資格の有資格者

- ・冷媒回収推進・技術センター（R R C）が認定した冷媒回収技術者
- ・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
- ・冷凍空気調和機器施工技能士
- ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
- ・冷凍空調技師（日本冷凍空調学会）
- ・技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

※ 提出書類 ※

様式 1 の裏面に技術者の氏名及び資格名を記入し、資格の免状の写しを提出してもらうこととする。

2. 資格を有しない場合は、実務経験者

※ 提出書類 ※

過去の実務経験期間等について一筆書いてもらうこととする。なお、実務経験等を類推できる書面（他の類似した資格等）があれば、写しを提出してもらうこととする。

3. フロン回収に関する講習を受講している者

- ①「第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識」が含まれている講習を受講し、併せて「フロン類の回収作業」関係の実技講習を受講している者。
- ②「第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識」が含まれている講習を受講し、併せて有資格者等のもとで回収作業の実務経験がある者。

※ 提出書類 ※

修了証等、受講が完了したことを証明する書類の写し等を提出してもらうこととする。なお、②の「有資格者等のもとで回収作業の実務経験がある者」については、実務経験期間等について一筆書いたものを提出してもらうこととする。